

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による道路の指定……………一  
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………二  
…（環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課）…
- 生活保護法による介護機関の指定……………五  
…（福祉保健局生活福祉部保護課）…
- 東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程……………六
- 東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………九
- 東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………九
- 開発行為に関する工事完了……………一〇  
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………二〇  
…（水道局）…
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………二二  
…（同）…

## 告示

### ●東京都告示第千七百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
法第四十二条第一項第四号の規定による道路	令和二年八月十二日	東村山市久米川町一丁目一丁目一丁目二丁目一丁目二丁目三丁目四丁目五丁目六丁目七丁目八丁目九丁目十丁目十一丁目十二丁目十三丁目十四丁目十五丁目十六丁目十七丁目十八丁目十九丁目二十丁目二十一丁目二十二丁目二十三丁目二十四丁目二十五丁目二十六丁目二十七丁目二十八丁目二十九丁目三十丁目三十一丁目三十二丁目三十三丁目三十四丁目三十五丁目三十六丁目三十七丁目三十八丁目三十九丁目四十丁目四十一丁目四十二丁目四十三丁目四十四丁目四十五丁目四十六丁目四十七丁目四十八丁目四十九丁目五十丁目五十一丁目五十二丁目五十三丁目五十四丁目五十五丁目五十六丁目五十七丁目五十八丁目五十九丁目六十丁目六十一丁目六十二丁目六十三丁目六十四丁目六十五丁目六十六丁目六十七丁目六十八丁目六十九丁目七十丁目七十一丁目七十二丁目七十三丁目七十四丁目七十五丁目七十六丁目七十七丁目七十八丁目七十九丁目八十丁目八十一丁目八十二丁目八十三丁目八十四丁目八十五丁目八十六丁目八十七丁目八十八丁目八十九丁目九十丁目九十一丁目九十二丁目九十三丁目九十四丁目九十五丁目九十六丁目九十七丁目九十八丁目九十九丁目百丁目	延長 六五〇・三九幅員 二二・〇〇

一部、同番十三並びに同番十四から同番十六まで、同番二十八から同番三十まで及び同番三十三の各一部、同番三十四、同番三十六の一部、同番四十三並びに同番五十三及び同番五十四の各一部、同番七十二、同番七十三、同番七十四の一部、同番九十四、同番九十六、同番九十八並びに四番一及び同番三の各一部、久米川町三丁目十三番五、同番十五の一部、同番十五地先並びに同番十六、同番十八から同番二十一まで及び同番二十三の各一部、同番六十二、同番六十三、同番六十六、同番六十七並びに久米川町四丁目二十八番十、同番十五、同番二十

八、同番三十八、同番三十四、同番三十五及び同番四十六から同番四十八までの各一部、同番五十六、同番五十七、同番九番十、同番十一、同番十八、同番二十九、同番三十二から同番三十四まで、同番三十七、同番七地先、同番八、三十一番七、同番八、同番九の一部、同番九の二並びに同番二十六、同番三十六、同番三十三から同番三十五まで、同番四十三、同番五十一、同番五十三、三十二番六及び同番十九の各一部、同番二十一、同番二十一の一部、同番三十一、同番三十二、同番三十二、同番四十四、同番四十五、久米川町五丁目二番六の一部、三番二十七、同番三十三から同番三十八

まで、四番八、同番十、同番十四、同番十六、同番二十八から同番三十二まで、二十四番十二の一部、二十五番六並びに同番十

●東京都告示第千八百号

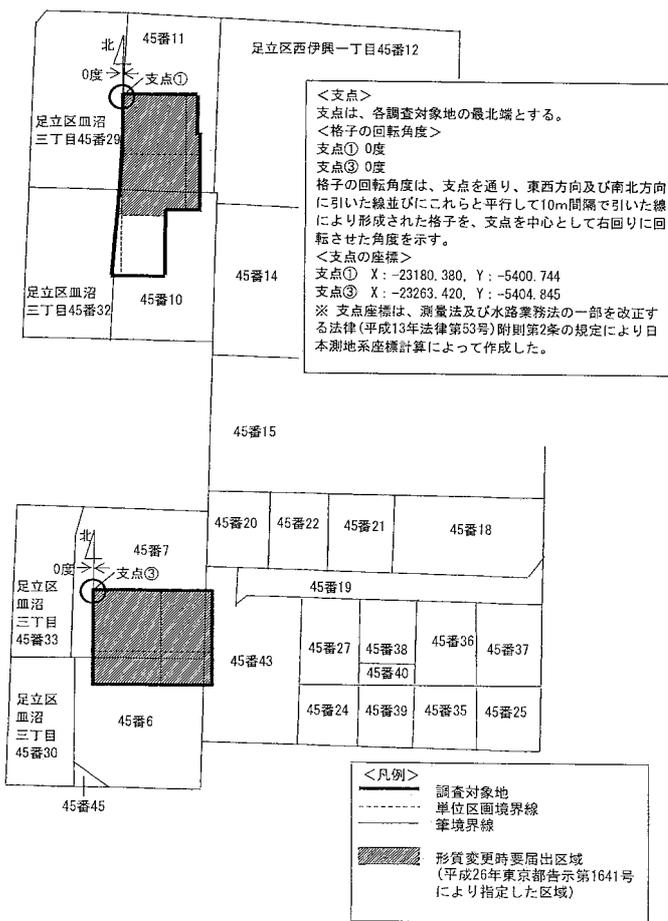
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百八十五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月二十七日

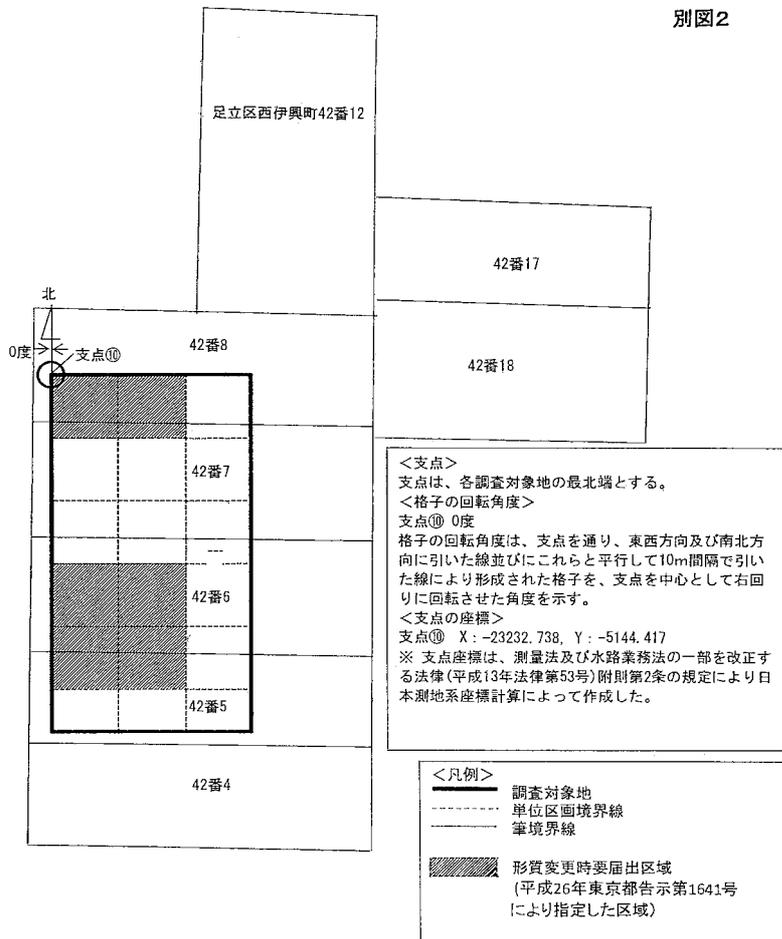
東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図三のとおり（足立区西伊興一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

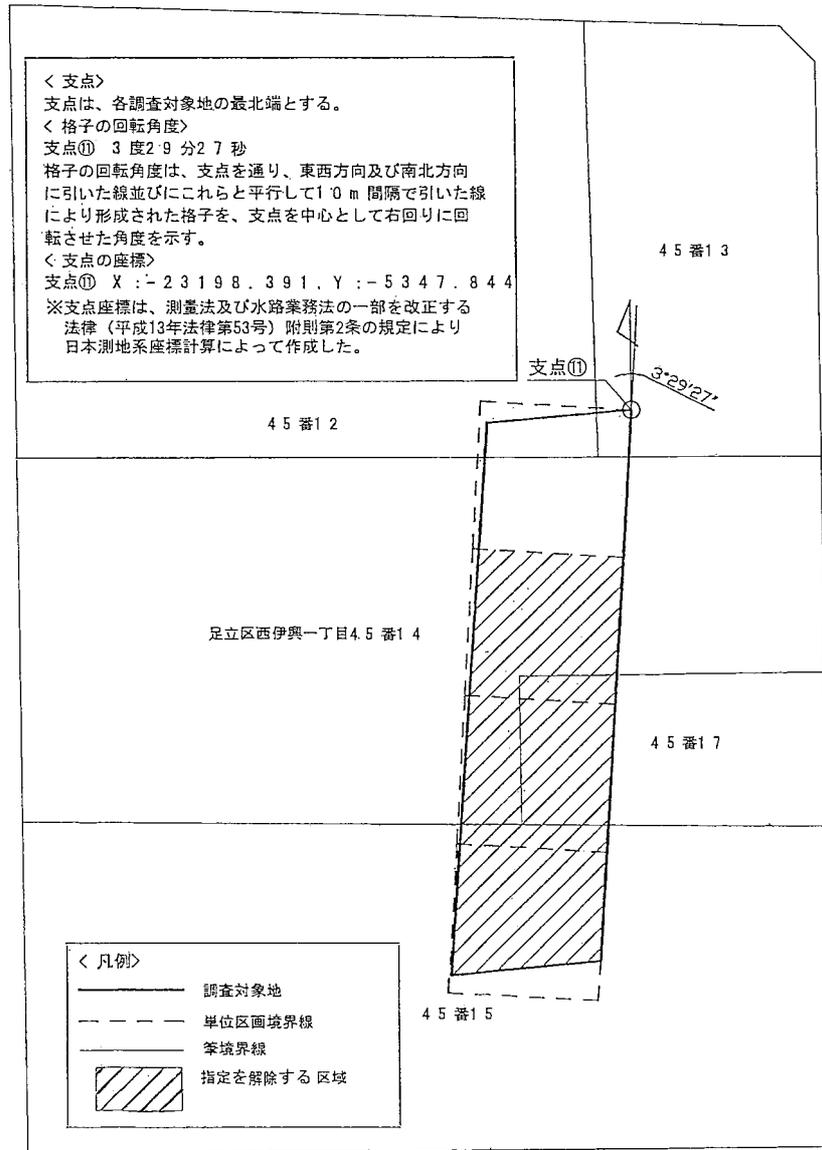
別図1



別図2



別図3



●東京都告示第千百九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和元年東京都告示第三百五十七号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月二十七日

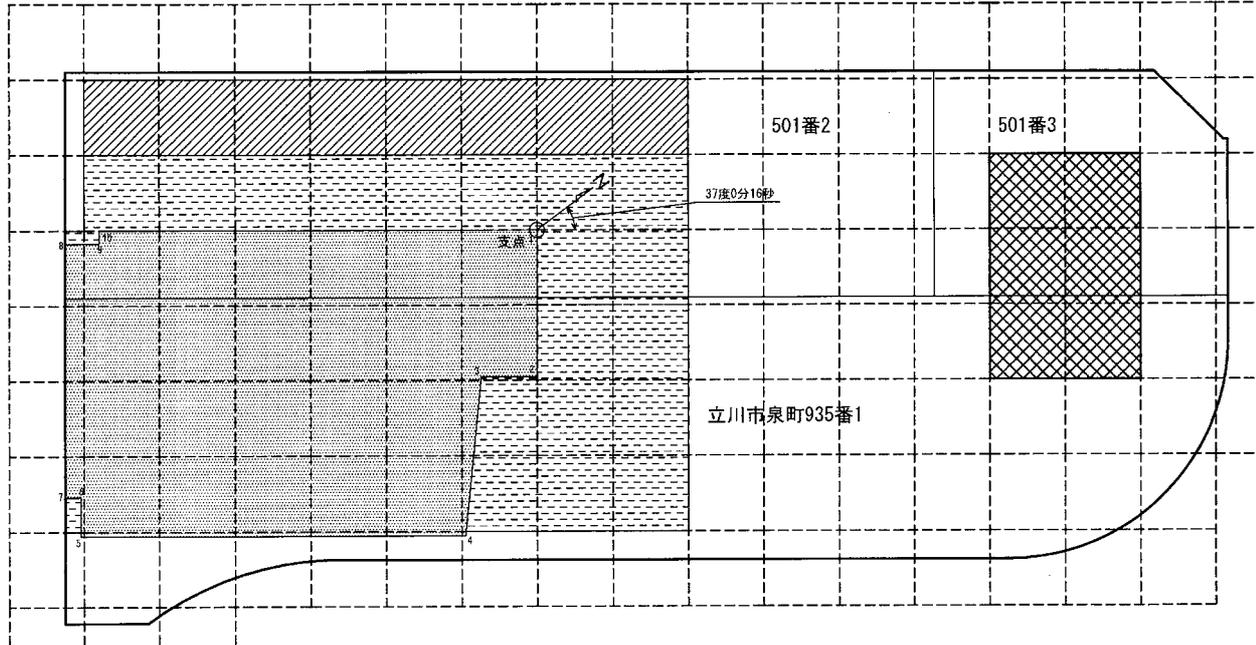
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（立川市泉町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染状況調査

別図



凡例

- 単位区画      ——— 敷地境界
- 筆境界
- 指定を解除する区域  
(令和元年東京都告示第357号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域  
(平成31年東京都告示第113号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域  
(令和2年東京都告示第6号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域  
(令和2年東京都告示第945号により指定した区域)

支点

支点の座標は、X=-31785.292、Y=-37745.009とする。  
※座標は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定により、  
世界測地系座標計算によって作成した。

格子の回転角度 37度0分16秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

測点	X座標	Y座標
1	-31785.292	-37745.009
2	-31797.052	-37729.404
3	-31802.942	-37733.843
4	-31817.319	-37718.298
5	-31857.959	-37748.927
6	-31854.833	-37753.074
7	-31856.530	-37754.352
8	-31836.266	-37781.238
9	-31832.671	-37778.528
10	-31831.619	-37779.924

●東京都告示第千百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年八月二十七日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1341154038	有限会社ナカノ薬局	東京都大田区北嶺町34-2	ナカノ薬局	東京都大田区北嶺町34-2	居宅療養管理指導	令和2年7月1日
1341154038	有限会社ナカノ薬局	東京都大田区北嶺町34-2	ナカノ薬局	東京都大田区北嶺町34-2	介護予防居宅療養管理指導	令和2年7月1日
1341755578	アポロメディカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚2-45-8	アイランド薬局 アポロン王子店	東京都北区王子2-14-13	居宅療養管理指導	令和2年6月1日
1341755578	アポロメディカルホールディングス株式会社	東京都豊島区南大塚2-45-8	アイランド薬局 アポロン王子店	東京都北区王子2-14-13	介護予防居宅療養管理指導	令和2年6月1日
1342056117	株式会社ばばす	東京都墨田区横川4-8-3	ばばす薬局 練馬駅前店	東京都練馬区練馬1-5-5	居宅療養管理指導	令和2年5月1日
1342056117	株式会社ばばす	東京都墨田区横川4-8-3	ばばす薬局 練馬駅前店	東京都練馬区練馬1-5-5	介護予防居宅療養管理指導	令和2年7月1日
1342355295	有限会社七草薬局グループ	東京都葛飾区金町6-8-9-101	みなみ調剤薬局 一之江店	東京都江戸川区江戸川4-22-60	居宅療養管理指導	令和2年7月1日
1342355295	有限会社七草薬局グループ	東京都葛飾区金町6-8-9-101	みなみ調剤薬局 一之江店	東京都江戸川区江戸川4-22-60	介護予防居宅療養管理指導	令和2年7月1日
1313370152	医療法人啓仁会	埼玉県所沢市大字久米532-1	医療法人啓仁会 吉祥寺南病院	東京都武蔵野市吉祥寺南町3-14-4	通所リハビリテーション	令和2年7月1日
1313370152	医療法人啓仁会	埼玉県所沢市大字久米532-1	医療法人啓仁会 吉祥寺南病院	東京都武蔵野市吉祥寺南町3-14-4	介護予防通所リハビリテーション	令和2年7月1日
1341654763	有限会社丸吉	東京都新宿区大久保1-1-41	ハート薬局	東京都豊島区南長崎2-3-17	居宅療養管理指導	令和2年6月1日
1341654763	有限会社丸吉	東京都新宿区大久保1-1-41	ハート薬局	東京都豊島区南長崎2-3-17	介護予防居宅療養管理指導	令和2年7月1日
1341952787	有限会社山岡商事	東京都板橋区高島平1-80-14	山岡調剤薬局	東京都板橋区高島平1-80-14	介護予防居宅療養管理指導	令和2年5月1日

規程(交)

●交通局規程第五十六号

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年八月二十七日

東京都交通局長 内藤 淳

東京都電車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程

東京都電車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 旅客が定期乗車券の情報が記録されたPASMOカード内の情報を、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルPASMO携帯情報端末へ発行替えを行った場合は、当該発行替えを行ったときをもって、旅客と当局との間における当該定期乗車券による旅客運送契約において、本規程が適用されるものとする。第八条の次に次の一条を加える。

(発行替え)

第八条の二 PASMOカードのSFをモバイルPASMO携帯情報端末へ発行替えするときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。この場合において、発行替え後の当該PASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するPASMOカードの場合は取り扱うことができない。

一 無記名PASMO

二 持参人IC定期乗車券

三 別に定めるIC事業者以外が発行する定期乗車券の情報を記録したPASMOカード

四 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする定期乗車券の情報を記録したPASMOカード

カード

五 小児用PASMO

六 一体型PASMO

七 企画乗車券の情報を記録したPASMOカード

八 その他モバイルIC端末で発売できない乗車券の情報を記録したPASMOカード

九 出場処理が完了していないPASMOカード

3 第一項による発行替えを行った場合、有効な東京都電車IC一日乗車券の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第四号)第一条に定める東京都電車IC一日乗車券(以下「都電IC一日券」という。)等は失効する。

4 モバイルPASMO携帯情報端末からPASMOカードへの発行替えはできない。

第十五条の見出し中「等」を「又は機種変更」に改め、同条中「又は故障した」を「し、故障し、又は機種変更された」に改める。

第十六条第四項中「モバイルPASMO携帯情報端末の紛失、故障等」を「第八条の二に定める発行替え及びモバイルPASMO携帯情報端末の紛失又は故障」に改め、「行ったこと」の下に「に伴い、PASMOのID番号が変更されたこと」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 発行替えにより、有効な都電IC一日券等が失効した

ことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

第十八条の次に次の一条を加える。  
(発行替え)

第十八条の二 PASMOカードに記録された定期乗車券の情報をモバイルPASMO携帯情報端末へ発行替えするときは、PASMO取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。この場合において、発行替え後の当該PASMOカードの取扱いは、PASMO取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するPASMOカードの場合は取り扱うことができない。

一 無記名PASMO

二 持参人IC定期乗車券

三 別に定めるIC事業者以外が発行する定期乗車券の情報を記録したPASMOカード

四 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする定期乗車券の情報を記録したPASMOカード

カード

五 小児用PASMO

六 一体型PASMO

七 企画乗車券の情報を記録したPASMOカード

八 その他モバイルIC端末で発売できない乗車券の情報を記録したPASMOカード

九 出場処理が完了していないPASMOカード

3 第一項による発行替えを行った場合、有効な都電IC一日券等は失効する。

4 モバイルPASMO携帯情報端末からPASMOカード

ドへの発行替えはできない。

第二十六条の見出し中「等」を「又は機種変更」に改め、同条中「又は故障した」を「し、故障し、又は機種変更された」に改める。

第二十七条第四項中「モバイルPASMO携帯情報端末の紛失、故障等」を「第十八条の二に定める発行替え及びモバイルPASMO携帯情報端末の紛失又は故障」に改め、「行ったこと」の下に「に伴い、PASMOのID番号が変更されたこと」を加え、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 発行替えにより、有効な都電IC一日券等が移行されなかったことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

附 則

この規程は、令和二年八月二十八日から施行する。

●交通局規程第五十七号

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年八月二十七日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程

の一部を改正する規程

東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 旅客が定期乗車券の情報が記録されたPASMOカード内の情報を、PASMO取扱規則に関する特約の定め

るところにより、モバイルP A S M O携帯情報端末へ発行替えを行った場合は、当該発行替えを行ったときをもって、旅客と当局との間における当該定期乗車券による旅客運送契約において、本規程が適用されるものとする。第八条の次に次の一条を加える。

(発行替え)

第八条の二 P A S M OカードのS FをモバイルP A S M O携帯情報端末へ発行替えするときは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。この場合において、発行替え後の当該P A S M Oカードの取扱いは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するP A S M Oカードの場合は取り扱うことができない。

一 無記名P A S M O

二 持参人I C定期乗車券

三 別に定めるI C事業者以外が発行する定期乗車券の情報記録したP A S M Oカード

四 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする定期乗車券の情報記録したP A S M O

カード

五 小児用P A S M O

六 一体型P A S M O

七 企画乗車券の情報記録したP A S M Oカード

八 その他モバイルI C端末で発売できない乗車券の情報記録したP A S M Oカード

九 出場処理が完了していないP A S M Oカード

3 第一項による発行替えを行った場合、有効な東京都乗合自動車I C一日乗車券の発売等に関する規程(平成十

九年交通局規程第七号)第一条に定める東京都乗合自動車I C一日乗車券(以下「バスI C一日券」という。)等は失効する。

4 モバイルP A S M O携帯情報端末からP A S M Oカードへの発行替えはできない。

第十五条の見出し中「等」を「又は機種変更」に改め、同条中「又は故障した」を「し、故障し、又は機種変更された」に改める。

第十六条第四項中「モバイルP A S M O携帯情報端末の紛失、故障等」を「第八条の二に定める発行替え及びモバイルP A S M O携帯情報端末の紛失又は故障」に改め、「行ったこと」の下に「に伴い、P A S M OのI D番号が変更されたこと」を追加し、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 発行替えにより、有効なバスI C一日券等が失効したことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

第十八条の次に次の一条を加える。

(発行替え)

第十八条の二 P A S M Oカードに記録された定期乗車券の情報をモバイルP A S M O携帯情報端末へ発行替えするときは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。この場合において、発行替え後の当該P A S M Oカードの取扱いは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するP A S M Oカードの場合は取り扱うことができない。

一 無記名P A S M O

二 持参人I C定期乗車券

三 別に定めるI C事業者以外が発行する定期乗車券の情報記録したP A S M Oカード

四 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする定期乗車券の情報記録したP A S M O

カード

五 小児用P A S M O

六 一体型P A S M O

七 企画乗車券の情報記録したP A S M Oカード

八 その他モバイルI C端末で発売できない乗車券の情報記録したP A S M Oカード

九 出場処理が完了していないP A S M Oカード

3 第一項による発行替えを行った場合、有効なバスI C一日券等は失効する。

4 モバイルP A S M O携帯情報端末からP A S M Oカードへの発行替えはできない。

第二十六条の見出し中「等」を「又は機種変更」に改め、同条中「又は故障した」を「し、故障し、又は機種変更された」に改める。

第二十七条第四項中「モバイルP A S M O携帯情報端末の紛失又は故障等」を「第十八条の二に定める発行替え及びモバイルP A S M O携帯情報端末の紛失又は故障」に改め、「行ったこと」の下に「に伴い、P A S M OのI D番号が変更されたこと」を追加し、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 発行替えにより、有効なバスI C一日券等が移行されなかったことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

附則

この規程は、令和二年八月二十八日から施行する。

●交通局規程第五十八号

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年八月二十七日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

二年交通局規程第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 旅客が定期乗車券の機能が付加されたP A S M Oカード内の情報を、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルP A S M O携帯情報端末に発行替えを行った場合は、当該発行替えを行ったときをもって、旅客と当局との間における当該定期乗車券による旅客運送契約において、本規程が適用されるものとする。第八条の次に次の一条を加える。

(発行替え)

第八条の二 P A S M OカードからモバイルP A S M O携帯情報端末への発行替えは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。この場合、発行替え後の当該P A S M Oカードの取扱いは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するP A S M Oカードの場合は取り扱うことができない。

一 無記名P A S M O

二 東京都乗合自動車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第六号)第三条第十二号に定める持参人IC定期乗車券

三 別に定めるIC事業者以外が発行する定期乗車券の機能が付加されたP A S M Oカード

四 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする定期乗車券の機能が付加されたP A S M Oカード

五 小児用P A S M O  
六 一体型P A S M O

七 企画乗車券の機能が付加されたP A S M Oカード  
八 その他モバイルIC端末で発売できない乗車券の機能が付加されたP A S M Oカード

九 出場処理が完了していないP A S M Oカード

3 第一項による発行替えを行った場合、有効な東京都乗合自動車IC一日乗車券等の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第七号)第一条に定める東京都乗合自動車IC一日乗車券(以下「バスIC一日券」という。)等は失効する。

4 モバイルP A S M O携帯情報端末からP A S M Oカードへの発行替えはできない。

5 複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券の機能、S F等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

第十条に次の一項を加える。

3 前二項による区間変更の取扱いをする場合で、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされ

れていないときは、当該クレジットカードの登録後に取り扱うものとする。

第十五条の見出し中「等」を「又は機種変更」に改め、同条第一項中「を紛失した場合又はモバイルP A S M O携帯情報端末が故障し」を「が紛失し、故障し、又は機種変更され」に改め、同条第二項中「前項の規定に基づき」を「紛失又は故障による」に、「を再発行する場合、その定期乗車券機能の再発行は」を「の再発行については」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機種変更によるモバイルIC乗車券の再発行については、直ちに行うことができる。

第十六条第四項中「モバイルP A S M O携帯情報端末」を「第八条の二に定める発行替え及び前条第一項に定めるモバイルP A S M O携帯情報端末」に、「障害」を「故障」に改め、同条に次の一項を加える。

5 発行替えにより、有効なバスIC一日券等が失効したことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

附則

この規程は、令和二年八月二十八日から施行する。

●交通局規程第五十九号

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年八月二十七日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程(令和二年交通局規程第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4 旅客が定期乗車券の機能が付加されたP A S M Oカード内の情報を、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより、モバイルP A S M O携帯情報端末に発行替えを行った場合は、当該発行替えを行ったときをもって、旅客と当局との間における当該定期乗車券による旅客運送契約において、本規程が適用されるものとする。

第八条の次に次の一条を加える。

(発行替え)  
 第八条の二 P A S M OカードからモバイルP A S M O携帯情報端末への発行替えは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めるところにより行う。この場合、発行替え後の当該P A S M Oカードの取扱いは、P A S M O取扱規則に関する特約の定めによる。

2 前項による発行替えは、次の各号のいずれかに該当するP A S M Oカードの場合は取り扱うことができない。

一 無記名P A S M O

二 東京都乗合自動車ICカード取扱規程(平成十九年交通局規程第六号)第三条第十二号に定める持参人I

C定期乗車券

三 別に定めるIC事業者以外が発行する定期乗車券の機能が付加されたP A S M Oカード

四 旅客が十八歳となる年度の三月三十一日以前を使用開始日とする定期乗車券の機能が付加されたP A S M Oカード

五 小児用P A S M O  
 六 一体型P A S M O

七 企画乗車券の機能が付加されたP A S M Oカード

八 その他モバイルIC端末で発売できない乗車券の機能が付加されたP A S M Oカード

九 出場処理が完了していないP A S M Oカード

3 第一項による発行替えを行った場合、有効な東京都乗合自動車IC一日乗車券等の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第七号)第一条に定める東京都乗合自動車IC一日乗車券(以下「バスIC一日券」という。)等は失効する。

4 モバイルP A S M O携帯情報端末からP A S M Oカードへの発行替えはできない。

5 複数のモバイルIC乗車券相互間で、定期乗車券の機能、S F等を含むいかなる情報も移行させることはできない。

第十条に次の一項を加える。

3 前二項による区間変更の取扱いをする場合で、定期旅客運賃の決済に使用するクレジットカードの登録がなされていないときは、当該クレジットカードの登録後に取り扱うものとする。

第十五条の見出し中「等」を「又は機種変更」に改め、同条第一項中「を紛失した場合又はモバイルP A S M O携帯情報端末が故障し」を「が紛失し、故障し、又は機種変更され」に改め、同条第二項中「前項の規定に基づき」を「紛失又は故障による」に、「を再発行する場合、その定期乗車券機能の再発行は」を「の再発行については」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機種変更によるモバイルIC乗車券の再発行については、直ちに行うことができる。

第十六条第四項中「モバイルP A S M O携帯情報端末」を「第八条の二に定める発行替え及び前条第一項に定めるモバイルP A S M O携帯情報端末」に、「障害」を「故障」に改め、同条に次の一項を加える。

5 発行替えにより、有効なバスIC一日券等が失効したことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

附 則

この規程は、令和二年八月二十八日から施行する。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年八月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

武蔵村山市三ツ藤三丁目十六番一、同番一地先、同番二、同番六、十九番十二及び六十番十九から同番二十一まで	西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷九百二十五番地	有限会社西和	代表取締役 池和田康明
東大和市奈良橋四丁目六百七十三番十一、同番十一地先、同番十二及び同番十三	港区高輪三丁目二十二番九号	タマホーム株式会社	代表取締役 玉木 伸弥

国立市青柳一丁目二十九番十六、同番十七の一部及び同番三十  
 立川市羽衣町二丁目四番九  
 株式会社高木工務店  
 代表取締役 高木 明弘

東京都指定給水装置工事事業者の指定について  
 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十六条の二  
 第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を  
 次のとおり指定した。

令和二年八月二十七日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
一〇〇八	三浦設備工業	三浦 住友	江東区南砂二丁目二十番八一	同日
一〇〇八	佐々木設備	佐々木 修	神奈川県相模原市南区下溝三百三十一番地一	令和二年七月二十七日
一〇〇八	中田 恵子	中田 恵子	中野区中野二丁目二十九番五十四	同日
一〇〇九	菊池工業	菊池 裕一	新宿区中落合三丁目二番十一番十号	同日
一〇〇九	株式会社アクアライフ	謙一	練馬区上石神井四丁目二十番二十一	同日
一〇〇九	東京水道	野田 数	新宿区西新宿	同日

二	株式会社		宿六丁目五番一号	同日
一〇〇九	株式会社世田谷建築工房	光田 真	世田谷区太子堂四丁目五番三十二号	同日
一〇〇九	有限会社藤田管工	藤田 一廣	神奈川県厚木市温水千八百六十九番地一	同日
一〇〇九	Plus one	眞浦 啓	埼玉県朝霞市膝折町二丁目三番二十六	同日
一〇〇九	株式会社晃立設備	森 桃喜	墨田区向島三丁目三十九番九号森ビル	同日
一〇〇九	濱島設備	濱島 勝秋	品川区西大井四丁目十六番二十一	同日
一〇〇九	株式会社DGSALLES	森 之雅	台東区東上野二丁目二十一番三十三号成宝ビル六階	同日
一〇〇九	乙訓工業	乙訓 一真	あきる野市乙津七百九十二番地	同日
一〇一〇	武部設備工業	武部 正人	新宿区新宿七丁目二十四番十号	同日
一〇一〇	田中和	田中 和則	杉並区荻窪四丁目二十五番六号	同日

一〇一〇	富士サービス株式会社	根岸 修一	千葉県松戸市松戸千八十二番地の一	同日
一〇一〇	株式会社タバタコーポレーション	田畑 寛樹	埼玉県さいたま市岩槻区大谷七百番地十	同日
一〇一〇	株式会社早坂設備	早坂 征之	埼玉県越谷市神明町二丁目二百七十九番地七	同日
一〇一〇	大絵興業	翁長麻里絵	千葉県船橋市大穴北二丁目六番一棟一二一号	同日
一〇一〇	アンデス産業株式会社	杉野 高正	墨田区石原四丁目十四番十二号	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について  
 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和二年八月二十七日  
 東京都水道局長 浜 佳葉子

六三四〇	株式会社アクア技	大塚 俊紀	墨田区江東	平成三十
二一四七	株式会社伊佐設備工業	伊佐 信晴	府中市若松町四丁目四十八番地十七	平成二十八年七月一日

